

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社 Q D レーザ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

【提出日】 2020年12月28日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社QDレーザ

【英訳名】 QD Laser, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅原 充

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号

【電話番号】 044-333-3338

【事務連絡者氏名】 管理部長 桑原 勝

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号

【電話番号】 044-333-3338

【事務連絡者氏名】 管理部長 桑原 勝

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	6
第4【経理の状況】	7
1【四半期財務諸表】	8
2【その他】	14
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	15
四半期レビュー報告書	16

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第1四半期 累計期間
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日
売上高	(千円)	123,636
経常損失(△)	(千円)	△249,101
四半期純損失(△)	(千円)	△410,245
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	763,310
発行済株式総数	(株)	25,132,380
純資産額	(千円)	1,319,454
総資産額	(千円)	2,315,101
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△16.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(千円)	—
自己資本比率	(%)	57.0

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、当社では、不要不急の出張を見合せるほか、テレワークやオフィス出勤、手洗いの励行などを通じて、従業員の健康管理の徹底に努めておりますが、新型コロナウイルス感染拡大が長期化した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、内需、外需とも急速に悪化し、先行きの不透明な状況が続いております。

当社に関連する主な市場の状況について、レーザデバイス事業の分野では精密加工用、センサ用とともに比較的堅調に推移しました。レーザアイウェア事業の分野では眼鏡店が新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業等の影響を受け、需要が縮小しました。

このような状況の中、当社ではテレワークやオフィス出社の積極的な活用により、新型コロナウイルス感染症対策と生産性の維持の両立を図り、「人の可能性を照らせ。」のコーポレートスローガンのもと、製品の販売を進めてまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は123,636千円、営業損失は235,052千円、経常損失は249,101千円、四半期純損失は410,245千円となりました。

セグメントごとの経営成績は次の通りであります。

a. レーザデバイス事業

当第1四半期累計期間におきましてはセンサ用赤色レーザの受注が増加した一方、精密加工用レーザの受注が減少しました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は117,108千円、セグメント損失は54,523千円となりました。

b. レーザアイウェア事業

当第1四半期累計期間におきましては新型コロナウイルス感染症対策に伴う眼鏡店等の休業等の影響を受け、民生用網膜走査型レーザアイウェア「RETISSA Display II」の受注が低迷しました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は6,528千円、セグメント損失は125,537千円となりました。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は2,315,101千円となりました。主な増加要因は、センサ用レーザの今後の受注増加に伴う生産とRETISSA Display IIの受注減少により棚卸資産が118,714千円増加したこと等によるものであります。一方、主な減少要因は、当期損失の計上と借入金返済により現金及び預金が340,710千円、売掛金が102,708千円、消費税の還付により未収入金が104,694千円、減価償却及び減損損失により有形固定資産が179,749千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は995,647千円となりました。主な増加要因は、賞与引当金が24,157千円増加したこと等によるものであります。一方、主な減少要因は、短期借入金が100,000千円、設備代金決済により未払金が111,339千円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,319,454千円となりました。これは利益剰余金が四半期純損失の計上により410,245千円減少したことによるものであります。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について

新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りについて、重要な変更がありました。「第5 経理の状況 1 財務諸表 注記事項」の「追加情報 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて」に記載の通りであります。

(4)研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、42,145千円です。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,529,000
計	100,529,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,132,380	25,132,380	非上場	完全議決権株式であり、権利内 容になんら限定のない当社にお ける標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	25,132,380	25,132,380	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月30日	—	25,132,380	—	763,310	—	3,247,082

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,131,300	251,313	(1) 株式の総数等に記載のとおり
単元未満株式	普通株式 1,080	—	—
発行済株式総数	25,132,380	—	—
総株主の議決権	—	251,313	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2020年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	1,123,464
売掛金	94,907
商品及び製品	358,170
仕掛品	98,293
原材料及び貯蔵品	264,058
前払費用	15,284
未収入金	28,335
その他	4,963
流動資産合計	1,987,476

固定資産

有形固定資産

建物附属設備（純額）	205,211
機械及び装置（純額）	70,855
工具、器具及び備品（純額）	6,212
リース資産（純額）	5,761
有形固定資産合計	288,040

無形固定資産

商標権	2,878
ソフトウエア	6,784
リース資産	3,952
無形固定資産合計	13,615

投資その他の資産

関係会社株式	3,372
その他	22,597
投資その他の資産合計	25,969
固定資産合計	327,624

資産合計

資産合計	2,315,101
------	-----------

(単位 : 千円)

当第1四半期会計期間
(2020年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	194,909
1年内返済予定の長期借入金	237,134
リース債務	3,654
未払金	93,784
未払費用	5,663
未払法人税等	777
賞与引当金	83,145
預り金	3,117
その他	824
流動負債合計	623,010

固定負債

長期借入金	300,865
リース債務	7,175
繰延税金負債	4,937
資産除去債務	59,659
固定負債合計	372,637
負債合計	995,647

純資産の部

株主資本

資本金	763,310
資本剰余金	3,247,082
利益剰余金	△2,690,938
株主資本合計	1,319,454
純資産合計	1,319,454
負債純資産合計	2,315,101

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 2020年4月1日
至 2020年6月30日)

売上高	123,636
売上原価	94,179
売上総利益	29,457
販売費及び一般管理費	264,510
営業損失（△）	△235,052
営業外収益	
受取利息	54
補助金収入	134
還付加算金	139
営業外収益合計	327
営業外費用	
支払利息	1,364
株式公開費用	2,199
為替差損	8,759
その他	2,052
営業外費用合計	14,376
経常損失（△）	△249,101
特別損失	
減損損失	※ 161,282
特別損失合計	161,282
税引前四半期純損失（△）	△410,383
法人税等	△137
四半期純損失（△）	△410,245

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症により、卸売先の眼鏡店での一部店舗の臨時休業、国外での営業活動の制限が発生しております。このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の影響については会計上の参考となる前例がなく、今後の広がり方や終息時期については統一的な見解がないため、今後の当社への影響を予測することは極めて困難ではありますが、ある一定の仮定に基づいて固定資産の減損テストの判定、貸倒引当金の影響の有無等の会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。なお、一定の仮定としては国内および海外の当社の市場となる大半の地域の事業は当2四半期以降より新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで緩やかに業績の回復が始まるものとしておりましたが、今年度中は現在のような状況が継続し、翌事業年度以降に徐々に回復が始まるものと感染状況の仮定を変更し、見積もりを実施いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当該契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)	
コミットメントラインの総額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引借入未実行残高	1,000

なお、本契約には、決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額や現預金の残高より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

- 各事業年度の決算期の末日において、貸借対照表における純資産の部の金額を、2019年3月期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額の40%以上に維持すること
- 各事業年度の決算期の末日において、現金及び預金の残高を800百万円以上に維持すること

(四半期損益計算書関係)

※ 減損損失

当四半期累計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
本社 (神奈川県川崎市)	事業用資産	工具、器具及び備品他
新川崎オフィス (神奈川県川崎市)	事業用資産	機械及び装置他
製造委託先 (福井県越前市他)	事業用資産	工具、器具及び備品他

当社は、原則として、継続的に収支の把握がなされている、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングを行っております。なお、遊休資産については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。

当第1四半期累計期間のレーザアイウェア事業において、新型コロナウイルス感染症により、想定していた収益が資産グループの想定耐用年数期間内に見込まれなくなり回収可能性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は将来の販売台数や想定販売単価を基に測定しております。その内訳は、建物附属設備5,957千円、機械装置46,458千円、工具、器具及び備品92,955千円、ソフトウェア6,822千円、貯蔵品9,089千円合計161,282千円であります。

また、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零で評価しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	
減価償却費	35,915千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書計 上額 (注) 2
	レーザデバイス 事業	レーザアイウェア 事業	計		
売上高					
外部顧客 への売上高	117,108	6,528	123,636	—	123,636
計	117,108	6,528	123,636	—	123,636
セグメント損失 (△)	△54,523	△125,537	△180,060	△54,992	△235,052

(注) 1. セグメント損失(△)の調整額△54,992千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△54,992千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

レーザアイウェア事業における減損損失の金額及び内容は、注記事項の損益計算書関係にて同様の情報が開示されているため記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1 株当たり四半期純損失(△)	△16円32銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△410,245
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△410,245
普通株式の期中平均株式数(株)	25,132,380
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年12月15日

株式会社 Q D レーザ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山高雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎田
業務執行社員



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Q D レーザの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Q D レーザの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上